

CIO Weekly Perspectives

火中のベネズエラ

Brad Tank 債券部門 最高投資責任者

2017 年 8 月 8 日

1980 年代の債務危機に直面するベネズエラ



5 月に、エマージング債券共同責任者 Rob Drijckoningen が CIO Weekly Perspectives の [ゲスト・コラム](#) を担当しました。そこで、新興国のファンダメンタルズは堅調であり、ブラジル、アルゼンチン、インド、インドネシアおよびメキシコで進められている改革の成果を取り上げました。しかし、同時に、主要なリスク要因として彼は、急速に債務返済資金不足に陥りつつあったベネズエラを挙げていました。

アジアの通貨危機から 20 年が経ち、ラテンアメリカの債務危機の発端となったメキシコのデフォルトから 35 年経った今、ベネズエラが注目を集

めています。私たちは新興国市場に起きた夏の債務危機をイベントの一つとして、20 年後に考察レポートを書くことになるのでしょうか。

1980 年代の繰り返し

ベネズエラには 1980 年代の債務危機を思い出させるいくつかの要素があります。当時は、原油価格の上昇により資源輸入国が借入の増加を与儀なくされる一方で、資源輸出国は原油高が永久に続く信じ、積極的に投資を進めたことから、原油価格が暴落した後、債務が返済不可能な水準にまで積み上がりました。

ベネズエラは原油価格高を背景に、無謀なポピュリスト的経済政策を押し進めたにも関わらず、国民生活や生産性は改善しませんでした。一方で国の債務は膨れ上がることとなりました。GDP が年 10% 縮小する中で、3 桁のインフレ率および食料並びに薬の欠乏により国民の生活は困窮しています。ニコラス・マドゥロ大統領政権が権力基盤の維持に腐心する中で、同国中に反政府運動が広がり被害が拡大しています。

ベネズエラの政府は債務返済に必要な外貨確保のために、外貨準備高の取り崩し、輸入の大幅な減少、将来生産される原油および原油関連施設につき、市場実勢よりも低位な価格での売却を条件としたオフバランス取引の締結等、あらゆる策を講じています。しかし、政府は権力へ固執するあまり、状

況は悪化の一途を辿り、更なる悪循環が続いています。米国の原油輸入禁止を含む制裁交渉等海外からの圧力のみならず、内乱による輸出産業の疲弊も相俟って、今年償還が行われる債務の返済が難しい状況に陥っています。

市場は既に、デフォルトを織り込み済み

市場は、ベネズエラのデフォルトは不可避であると考えています。国債は 1 ドルあたり 35-45 セントで取引されており、米国の制裁に関する噂により、更なる下落が見込まれます。債券価格は、もはやデフォルトの可能性ではなく、破産のタイミングおよびその後の回収率、並びにそれらを取り巻く政治的状況に反応して動いています。

多くの投資家が本当に懸念しているのは、ベネズエラのデフォルトが他の市場に波及する可能性についてです。

ベネズエラにおける債務状況に関する懸念については、十分予見されていたことから、同国のデフォルトは意外性を伴うものではなく、他の市場に対する波及効果は限定的であると考えられます。ベネズエラは主要な原油輸出国であり、エネルギー市場への影響は避けられないと見る向きもありますが、足元の原油価格が堅調に推移している背景はサウジアラビアによる減産要請および米国における原油在庫の減少の影響が大きいと考えられ、また直近の原油価格の上昇がエネルギー企業の株価および社債の価格に連動していないことから、ベネズエラの債務危機に起因する原油価格の上昇は短期的なものであると市場参加者が捉えていることが分かります。

ベネズエラは足元、JP モルガン EMBI グローバル・ディバーシファイド指数の 1.7% を占めています。パッシブ指数戦略がそれなりの投資規模を有していることを考慮すれば、デフォルトした場合でも、その他の指数採用条件を満たしていれば、自動的に指数除外対象になることはありません。

悲劇であり、起こるべき出来事ではないものの、象徴的な出来事とはならない

それでもなお、2016 年前半から継続的に新興国市場における資産価格が上昇しているということは、市場のセンチメントが良好であることを示していると考えられます。重要な点としては、これがファンダメンタルズの回復に根差しているということです。グローバルに上昇基調を辿る経済成長率に加えて、多くの国において成長を重視する経済政策が採用される中、インフレ率および債務は適正な水準にあり、経常収支も健全な状態にあります。ベネズエラを取り巻く状況が、こうしたファンダメンタルズに与える影響は限定的であると考えられます。

これが足元のベネズエラの債務危機に関する投資家への最も重要なメッセージですが、ベネズエラは 1980 年代のラテンアメリカの国に酷似していると考えられます。当時、ブラジルやメキシコといった経済規模の大きい国が破綻し、それが、債務過多でインフレに悩まされていた新興国における脆弱な銀行システムを通じて周辺新興国へ伝播していきました。しかし、今回のベネズエラにおける問題は当時と比べ、他国への影響は小さく、時代に逆行したものとなると考えられます。他の多くの新興国は、当時とは全く違う姿にあります。

ベネズエラで起きていることは悲劇的で起こるべきものではありませんが、同時に、過去 35 年に渡って、新興国経済が実に多くの進展を遂げてきたことを気づかせてくれるものとなるでしょう。

■ 過去の CIO Weekly Perspectives は[こちら](#)。

■ Neuberger Berman ウェブサイト www.nb.com/japan

当資料は情報提供を目的として作成されたものであり、法的、税・会計上または投資のご提案のためのものではなく、また個別の有価証券等の勧誘等を目的とするものでもありません。当資料は正式なリサーチ・レポートではありません。従って当資料は投資判断を行うにあたり依拠されるべきではありません。当社グループ、その従業員及び当社グループが投資助言を提供する顧客は当資料にて言及されるセクターに属する企業の有価証券等を保有する場合があります。当資料は、作成時点において信頼できるとされる情報に基づき作成されていますが、かかる情報（第三者からの情報を含む）のいずれについてもその公正性、正確性、信頼性、完全性および妥当性について、明示または黙示を問わず表明または保証するものではありません。当資料に含まれる意見や見通しについては作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。当資料中の見通しや意見については、必ずしもニューバーガー・バーマンとしての統一見解ではない場合があることにご注意ください。当資料に記載する商品または運用戦略が、すべての投資家に適合するものではありません。当資料は予想、見込み、見通し、その他の「将来予測に関する記述(Forward-looking statements)」を含みます。様々な要因により、実際に生起する事象は当資料に記載されているものと大幅に異なる場合があります。投資はリスクを伴い、元本の毀損を伴います。過去の実績は将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

本資料は、当社グループが作成した資料をもとに当社が翻訳・作成した資料であり、必ずしも原文の内容と一致するものではなく、また、その正確性、完全性及び信頼性を保証するものではありません。当資料の複写、転載及び第三者への提供については、当社の同意なくこれを行うことは固くお断りいたします。

手数料等について

投資一任契約に基づく運用報酬：投資一任契約に基づく運用報酬として、受託資産の時価総額に対して年率 1.00%(税抜き)を上限とする金額が徴収され、これとは別に成功報酬(ない場合もあります)、受託銀行に対する報酬等の費用が徴収されます。また、当資料において記載される戦略は、投資家の利益に資すると当社が判断した場合には、同様の戦略を有するファンドを組み入れることを通じて提供場合があります。その場合、組入れを行うファンドにおいて以下のような報酬等が別途徴収されます。運用報酬料率：運用報酬料率は、運用戦略、運用資産額、投資スキーム等に基づく商品の内容及び成功報酬の徴収の有無等により、商品毎又は契約毎に異なりますが、一般的な運用報酬料率の上限は、運用資産の時価評価額に対して 2.0%となります。ただし、その他の諸条件を踏まえ、個別案件や投資金額毎に異なりますので、詳細を表示することはできません。

成功報酬料率：成功報酬の徴収の有無及びその料率は、運用戦略、運用資産額、投資スキーム等に基づく商品の内容及び商品毎又は契約毎に異なりますが、一般的な成功報酬料率の上限は運用資産の超過収益に対して 20%となります。ただし、その他の諸条件を踏まえ、個別案件毎に異なりますので、詳細を表示することはできません。

その他費用等：商品の種類、スキーム等により各種費用(経費、運営費用、ファイナンス・コスト、組成費用、取引手数料等)が発生しますが、これら諸費用は運用状況及び資産規模等により異なりますので、詳細を表示することはできません。

上記の投資一任契約及び組入れファンドに関して徴収される報酬及び諸費用の合計は、戦略、運用状況及び資産規模等により異なりますので、その総額や上限等について、あらかじめ表示することはできません。

投資リスクについて

投資一任契約に基づき投資を行う投資運用商品には、投資信託、株式、債券、為替、先物、デリバティブ等、各種金融資産が含まれますので、各市場等における相場その他の指標に係る変動等の影響により投資価値が下落し、損失を被ることがあります。外貨建資産への投資は、為替変動により損失を被るリスクを伴います。投資運用商品は、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。投資信託、外国籍リミテッド・パートナーシップ等のファンドに投資する場合、投資するファンドの種類により投資リスクは異なりますが、主なリスクとして、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替リスク、金利リスク、デリバティブ・リスクなどがあります。また、受託資産の運用に関してデリバティブ取引等を利用する場合は、受託資産から委託証拠金その他の保証金(以下総称して「証拠金」と言います)を預託する場合がありますが、当該取引等にかかる想定元本の額が証拠金の額を上回る可能性があるとともに、当該取引の対象となる有価証券の価格、利率又は参照する指標等の変動による損失の額が証拠金の額を上回ることにより、証拠金を上回る損失が生じ結果として元本を上回る損失を蒙る可能性があります。なお、デリバティブ取引等の証拠金に対する比率は、取引毎の具体的な条件に応じて決定されるため、予め算出することはできません。

債券、バンクローン、モーゲージ証券、メザニン債等への投資について：これらの商品の価値は金利、市場環境、信用状況その他の要因により変動します。償還前に債券を売却した場合、売却による利益又は損失が発生する場合があります。また利子についても何らかの課税の対象となる場合があります。ハイ・イールド債券(「ジャンク債」)、バンクローン(優先担保及び劣後担保のものを含む)、非政府系モーゲージ証券、メザニン債等に対する投資は一般的に投機的な投資であり、投資適格債に対する投資と比較してより大きなデフォルトリスクを伴います。こうした商品の市場価格は、金利、市場環境、信用状況、政治、通貨の切り下げその他の要因により変動する場合があります。投資適格債と比較してよりその変動幅が大きくなります。従って、これらの商品に対する投資はすべての投資家に適合するものではなく、投資に当たっては潜在的なリスク及びリターンを十分ご理解のうえご検討ください。

株式への投資について：大型株への投資の場合であっても、株式投資に関するあらゆるリスクを伴います。かかるリスクには、全般的な市場或いは経済状況により株式価値が毀損されるリスクを含みます。中・小型株式への投資の場合は、財務及びその他のリスクに関し、大型株と比較してより影響を受けやすい傾向にあり、また、取引量が大型株と比較して限定的であることから、市場価格の変動はより大きくなる傾向があります。

外国有価証券及び外貨建て有価証券への投資について：これらの商品に対する投資については、為替の変動や政治経済の情勢といったリスクを伴い、投資資産の価値及び配当が影響を受けることがあり、投資元本を割り込む可能性もあります。また、新興国への投資については、先進国への投資に比べて市場規模や流動性等の観点から価格変動が大きくなる傾向があるなど、より大きな損失を被る場合があります。加えて、新興国における経済は一般的に規制が十分でなく、貿易障壁、為替管理、保護主義的政策及び政治的・社会的な不安定性により悪影響を受ける可能性があります。流動性が低い場合や信頼できる情報が利用できない場合には変動性が高くなるリスクがあります。

ヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンド等のオルタナティブ投資について：ヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンド等のオルタナティブ投資は投機的な投資であり、高いリスクを伴います。ファンドは、レバレッジの高いキャピタル・ストラクチャー商品への投資を通じて、レバレッジをかけることがあります(レバレッジは高い金利リスクを伴い、金利上昇や景気後退、原資産の減少といった要因に対し、投資資産のエクスポージャーが増加することがあります)。これらのリスク要因の影響を受けて、ファンドの運用実績は大きく変動することがあり、結果的に投資元本の全部又は大部分を失うことがあります。

プライベート・エクイティ・ファンドの組入れを行う場合について：プライベート・エクイティ・ファンドの場合、一旦ファンドへの出資を行うと中途解約は原則として認められず、またファンドの持分には通常譲渡制限が付されているため流通市場はなく、今後も整備される見込みはありません。従って、中途換金は非常に困難であり、流動性は殆ど存在しません。また、ファンドで徴収される報酬及び費用の発生により、費用控除後の実現利回りが大きく低下することがあります。更に、これらの報酬及び費用の発生によって、投資家に返還される金額が拋出総額を下回る可能性があります。なお、当資料に記載する戦略をファンドの組入れを通じて提供する場合、当該ファンドに係る条件等の詳細については今後関係者の承認を経て正式決定される場合があり、その場合当資料中に記載された内容が予告なく変更され、またかかる状況において新たなリスクが発生することもあります。

適合性原則について

当資料でご紹介する戦略がすべての投資家に適合することを保証するものではありません。当社は、金融商品取引法等の法令・諸規則等に従い、投資家の知識、投資経験、財産の状況、投資一任契約を締結する目的その他の個別の事情等を踏まえたうえで、個別戦略の正式なご提案をさせていただくこととしております。なお、投資家の知識、投資経験、財産の状況、投資一任契約を締結する目的その他の個別の事情等を確認した結果、当社の判断により一定の戦略のご提案を行わない場合や、投資家からの戦略提案のご要望に応じることができない場合があることをご了承ください。また、かかる場合に代替的な戦略のご提案をさせていただく場合もございますが、常にそのようなご提案を行うことを保証するものではありません。

また、正式な戦略のご提案以降であっても、投資家の財産の状況や規制環境の変化、その他個別の事情等に照らして当社が必要と判断する場合には、当初の提案を随時見直す可能性があります。厚生年金基金である投資家に対するご提案に当たっては、運用指針(及び、場合によっては運用の基本方針)等を確認させていただく他、必要に応じて情報を提供させていただくこともあわせてご了承ください。

ニューバーガー・バーマン株式会社

Neuberger Berman East Asia Limited

〒100-6512 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2094号

加入協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会